

美浦村地域観光資源活用コンテンツ造成等業務 仕様書

1 業務名

美浦村地域観光資源活用コンテンツ造成等業務

2 目的

本業務は、美浦村内に存在する地域観光資源を活用し、国内外旅行者等を主な対象とした観光コンテンツの造成、磨き上げ、販売に向けた環境整備及び情報発信支援を行うことにより、本村への誘客促進、地域内消費の拡大を図ることを目的とする。

3 履行期間

契約締結日の翌日から令和9年2月28日まで

4 委託上限額

6,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

※本額は契約時の予定価格を示すものではなく、事業規模の上限を示すものである。

5 業務の基本方針

本業務は、村内の地域資源を活用した観光コンテンツについて、単なる企画立案にとどまらず、販売可能性、継続性及び地域経済波及効果を見据えて実施するものとする。

なお、具体的な造成手法、商品構成、販促手法、販売チャネル、表現方法等については、受託者の企画提案によるものとし、委託者と協議の上、決定する。

6 業務内容

受託者は、次に掲げる業務を実施するものとする。

(1) 基礎調査及び事業実施方針の整理

村内の観光資源、既存の観光動向、想定ターゲット、販売可能性、受入環境等を整理し、本業務における基本方針及び実施計画を作成すること。

また、業務着手後速やかに委託者との協議を実施し、全体スケジュール、実施体制、役割分担及び進行管理方法を明らかにすること。

(2) 観光コンテンツ（ツアー）の造成又は磨き上げ

村内の地域資源を活用した観光コンテンツについて、旅行者等のニーズを踏まえ、販売可能な観光商品として造成又は磨き上げを行うこと。

なお、次に掲げる事項を踏まえること。

ア 地域資源の魅力及び独自性が明確に表現されていること。

イ 継続的な販売及び運営が見込まれる内容であること。

ウ 地域内の飲食、物販、周遊等の消費拡大につながる内容であること。

エ 安全面、受入体制、運営実現性に配慮した内容であること。

(3) 商品化に向けた実施条件の整理、情報発信等

造成又は磨き上げを行ったコンテンツについて、想定行程、催行条件、実施体制、受入手順、留意事項、価格設定の考え方、運営上の課題及び対応方針等を含む販売に必要な実施条件を整理すること。

(4) 販売環境整備支援

造成した観光コンテンツについて、商品紹介文、写真・画像素材の整理、予約販売に必要な基本情報の整理、多言語対応等の方向性整理等を含む販売開始に向けた環境整備を行うこと。

なお、具体的な販売先、販売方法等については、受託者の提案によるものとする。

(5) 報告書等の作成

本業務の実施結果を取りまとめ、事業成果、課題、今後の展開及び次年度以降の運営に向けた提案を含む報告書を作成すること。

7 成果品

受託者は、履行期限までに、成果品を含めた報告書を提出するものとする。

なお、成果品の詳細な体裁、提出方法及び部数については、契約締結後、委託者と協議の上、定めるものとする。

8 実施体制

受託者は、本業務を円滑に遂行するため、十分な実施体制を確保すること。

また、業務全体を統括する責任者を配置するとともに、委託者との連絡調整を適切に行うこと。

9 進捗管理

受託者は、委託者と定期的に協議を行い、業務の進捗状況、課題及び対応方針を共有すること。

また、委託者から求めがあった場合は、速やかに資料提出及び説明を行うこと。

10 著作権等

本業務により作成された成果品に係る著作権その他一切の権利は、原則として委託者に帰属するものとする。

ただし、受託者又は第三者が従前から保有する著作物等を利用する場合は、権利関係を明確にした上で使用すること。

また、写真、画像、図版その他第三者の権利を使用する場合は、受託者の責任において必要な処理を行うこと。

11 再委託

受託者は、本業務の全部を第三者に再委託してはならない。

ただし、業務の一部について、あらかじめ委託者の承認を得た場合は、この限りでない。

12 秘密保持及び個人情報の保護

受託者は、本業務の遂行により知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。契約終了後も同様とする。

また、個人情報を取り扱う場合は、関係法令等を遵守し、適切に管理すること。

13 その他

本仕様書に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、委託者と受託者が協議の上、定めるものとする。